

ID: 265

担当部署: 上下水道局

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水処理施設条例 第22条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金) 第22条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。 2 前条第1項の規定により督促を受けた者は、当該使用料の滞納額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)について、その納付期限の翌日から指定期限までの期間については年7.3パーセント、指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 3 前項に定める延滞金の額を計算する場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第5項の規定による。 5 当分の間、第22条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 1 月 1 日